

総会議事録（第6回）

1 開催日時 令和6年9月26日（木）14時40分～15時45分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（33名）

○農業委員（16名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美
5番 田川 康浩 6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫
10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真
16番 山田 武人 18番 児玉 賢治 19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（17名）

2番 松尾 慎二 4番 小川 國治 5番 笠寺 幸雄 6番 富浦 春男
7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦 9番 山浦 弘之 10番 山上 傳
11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸 14番 瀬戸口裕子
15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 山本 治義 18番 小川 良一
19番 山口 周次

4 欠席委員（5名）

○農業委員（3名）

9番 川副 博司 12番 高見 健 17番 岩崎 義秀

○農地利用最適化推進委員（2名）

1番 岩崎 照美 3番 小野 重幸

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げの件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第5号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第6号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第8号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
報告第3号 令和6年7月農地法第5条の規定による許可申請の件
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局

局長 長石 弘頭

課長補佐 前田 哲弘

職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和6年度第6回農業委員会定例総会」を開会いたします。
それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

9番川副 博司農業委員、12番高見健農業委員、17番岩崎義秀農業委員、1番岩崎照美推進委員、及び3番小野重幸推進委員から欠席の届出があります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、6番 渡邊重徳農業委員、13番 渡邊和秋農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

議案書をお開きください。タブレットの準備をお願いします。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、今富町の農地、地目 田、面積2,779㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画9番及び促進計画8番と関連があります。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。報告第2号1番西大村は、5ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」4番西大村と関連がありますので、一括して報告することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、報告第2号1番及び第3号議案4番西大村は、一括して審議することとします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第2号1番西大村は、本年5月に審議をいただいたものですが、県の許可処分前の7月30日に取下げ願いがあったものです。

取下理由は、譲受人の転用計画地内に土砂災害特別警戒区域が含まれており、転用許可申請後に造成工事を再精査した結果、資材費の高騰などの影響により事業計画が成り立たないことが判明したためとしています。

6ページをお願いします。第3号議案4番西大村です。申請地は、報告第2号で取り下げられた、上諏訪町の農地1筆を除いた2筆、新たに上諏訪町の農地2筆を加えた、計4筆の申請地です。合計は2,640㎡。併用地である法定外公共物の里道と水路を合わせた全体面積は2,736.75㎡。申請者は記載のとおりで、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が建築条件付き売買予定地9区画、通路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.4m、盛土最高2.6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、北側に隣接する市道側溝への放流。譲渡人が所有する隣接農地が、東と南側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、第3号議案4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先日20日、地区の委員で現地確認に行きました。申請が予定されている部分に隣接する

農地が北側に1か所残るのですが、ここは石垣で一段高くなっており、特に周りの農地については問題ないということで地元委員は見てきたところです。皆さん、ご審議よろしくお願ひします。

○議長

それでは、報告第2号及び第3号議案4番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第3号議案4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第3号議案4番西大村は、許可相当とします。

3ページに戻ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、大里町の農地、地目 畑、合計面積237㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買により自宅隣地の農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の畑は、しいたけ栽培を計画しています。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

9月20日に委員で現地確認をいたしました。特段問題ないということです。以上、よろしくお願ひします。

○議長

1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番鈴田は許可することとします。

続いて、2番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

寿古町の農地、地目 畑、面積582㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。取得後の畑は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、2番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

昨日、委員全員で見てまいりました。特に問題ないとの判断をしてきました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長

2番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番福重は許可することとします。

続いて、3番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

沖田町の農地、地目 田、合計面積1,470㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、母親から贈与により農地を譲り受けるものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。取得後の田は、水稻を計画しています。

○議長

それでは、3番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

昨日、農業委員と推進委員全員で現地確認をしてまいりました。特に問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

3番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番福重は許可することとします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。1番西大村は、5ページの第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」2番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番西大村、及び第3号議案2番西大村を一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、4ページからご説明します。

1番西大村、杭出津2丁目の農地、地目 畑、第3号議案2番西大村の使用貸借農地を含む全体面積は、2,934㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が集合住宅3棟及び入居者駐車場44台分、位置指定道路等を造成する計

画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.1m、盛土最高1.2m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、東側に隣接する市道側溝及び西側の水路に放流するとしてあります。北側に隣接する申請人の農地があります。

資金については、融資予定通知書を確認してあります。

5ページをお願いします。第3号議案2番西大村、杭出津2丁目の農地、地目 畑、面積889㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、使用借人が4条1番の農地と合わせて集合住宅3棟及び入居者駐車場44台分、位置指定道路等を造成する計画です。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画、資金計画は、4条1番のとおりです。

○議長

それでは、第2号議案1番、及び第3号議案2番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先日、委員で現地を見に行きまいりました。広い農地であります。申請人が、自分の農地を約3分の2ほどを使ってアパートを建てられるようです。周りには、申請人の農地だけですので問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

第2号議案1番、及び第3号議案2番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第2号議案1番、及び第3号議案2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第2号議案1番、及び第3号議案2番西大村は許可相当とします。

4ページに戻ります。続いて、2番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

小路口町の農地、地目 畑、現況 雑種地、面積71㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、違反転用地の追認案件です。昨年9月に相続登記をされた際に、違反状態が発覚し、今回是正の手続きを進めるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

経過については、申請代理人から事務局へ当該農地の違反転用の報告を受け、当時からこれまでの顛末書の提出を求め、現地確認後、8月6日に県に違反転用の連絡を行いました。

顛末書によると、平成10年頃に農地との認識がなく自宅駐車場としてコンクリート舗装を行い現在に至っています。現在、雑種地課税されています。

8月9日付けの県からの違反事案に対する判断は、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上の非農地の状況であり、簡易手続き相当と判断する。」とされたため、申請人から追認の転用申請がなされたものです。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、水路放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、ありません。資金については、現状のまま利用されるため必要ありません。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

ここは、無断転用で長年駐車場になっていたところですが、周辺は農地もなく、周辺には赤道があります。現在新しくなっている道が、申請者の住宅と駐車場の間を通っている形になっています。そういう状況でしたが、何ら農業に対しては問題ないということです。

○議長

2番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。

次に、5ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題としま

す。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村 玖島二丁目の農地、地目 畑、面積533㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、東側境界に防護柵等を設けるとしてあります。雨水排水は南側道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資事前審査結果通知書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

23日に委員と推進委員5名で現地を確認してまいりました。申請地の両サイドは宅地で家も建っております。細長い申請地ですが、手前の方に住宅を建てられて、細い方に家庭菜園をされる予定です。何ら問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

○議長

1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、3番西大村を議題とします。

ここで、お諮りします。3番西大村は、7ページの第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番西大村、第4号議案1番西大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、7ページからご説明します。

第4号議案1番西大村、植松2丁目の農地、地目 畑、面積215㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和53年4月に転用許可を受け、自己住宅を建築する計画でしたが、遠方への転勤となり、その後大村市へ戻り実家近くの親の土地に自宅を建築したため当該地は不要になったとしており、継承者が自己住宅を建築する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

5ページをお願いします。3番西大村、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造2階建を建築する計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用、既存コンクリートブロックで囲まれているため、土砂の流出による被害発生の恐れはないとしています。雨水は西側の道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣地農地は、ありません。

資金については、住宅融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、3番、第4号議案1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

事務局から説明のとおり、周りはタブレットの写真で分かるように宅地に囲まれていました。その一角にある農地ですので、問題はないと見てまいりました。よろしく願いいたします。

○議長

3番西大村、第4号議案1番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村、第4号議案1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とし、第4号議案1番西大村は、承認相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

坂口町の農地、地目 宅地、現況 畑、面積246.59㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、隣接する既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地が、西側にあります。

資金については、預金通帳の写し及び住宅融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先日20日に、地区の委員で現地確認しました。事務局の説明にありましたように、申請地は道とブロックで囲まれています。農地が周辺にあるという説明でしたが、そちらの農地もブロックで囲まれており、特別問題はないということで委員で見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

5番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

宮小路1丁目の農地、地目 畑、現況 宅地、面積24㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は贈与です。

本件は、違反転用地の追認案件です。本年5月に贈与者の所有地を測量した際に、違反状態が発覚し、今回の是正の手続きを進めるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

経過については、本年5月に申請代理人から事務局へ当該農地の違反転用の報告を受け、当時からこれまでの顛末書の提出を求め、現地確認後、8月6日に県に違反転用の連絡を行いました。

顛末書によると、平成10年頃、農地法の手続きが必要との認識がなく、隣地の受贈人宅の物置倉庫を当該農地に建築し、現在に至っています。現在、宅地課税されています。

8月9日付けの県からの違反事案に対する判断は、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上の非農地の状況であり、簡易手続き相当と判断する。」とされたため、申請人から追認の転用申請がなされたものです。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、水路放流。汚水、生活雑排水は発生しません。贈与者の所有する農地が北側に隣接しています。資金については、現状のまま利用されるため必要ありません。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局から説明があったとおりです。小屋が建っていますが、一部分が農地にかかっている現状を見てまいりましたが、周りは全て兄弟さんの農地であり、特に影響ないかと思いません。よろしくお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

宮小路1丁目の農地、地目 畑、合計面積1,626㎡。併用地である、譲受人が所有する用悪水路を含む全体面積は、1,745.58㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地7区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.26m、盛土最高0.65m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内道路に側溝を設け、西側の既存道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局から説明があったとおりです。5条申請がが続いている所です。周りは全部宅地になっておりますし、道に囲まれたところでは、他に影響するところはありません。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積1,981㎡。申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が経営する福祉事業所、木造平屋建1棟、駐車場20台分、園庭を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.2mから1.45m、盛土なし、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、南側に隣接する市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が北側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

22日に全員で見てまいりました。隣接する農地が北側にありますが、擁壁を設けるということで何ら問題はないかと見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

8番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、9番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

黒丸町の農地、地目 田、合計面積681㎡。申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が現在借用している資材置き場を返却するため、新たに資材置き場、倉庫1棟、駐車場9台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外

の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.0m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、北側の市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接する農地が、南側にあります。南側の水田の排水先が申請地となっているため、排水用の水路を境界に新設することを事務局から指示しております。また、進入路が用水路をまたぐ事、かつ雨水の排除先が用水路となるため水利組合から同意書が提出されています。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

場所等につきましては、事務局から説明があったとおりです。前面の道路は、市道で大きな雨水幹線になっております。計画としましては駐車場ということで、特に雑排水が出るということもありません。それから北側の道路側溝は、今説明がありましたとおり、水利用水になっております。それで、水利組合の代表者から承諾書が提出されており、何ら問題はないと委員4名で判断をしております。以上です。

○議長

9番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。

続いて、10番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

竹松町の農地、地目 畑、面積561㎡。申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建、進入路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

当該申請地の一部が令和6年11月から通路として、無届けでコンクリート舗装を施したと確認されたため、事後で農業用施設の届出の提出を求めています。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、通路に水路を設け北側の市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。資金については、住宅融資仮審査承認通知を確認しています。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局から説明があったとおり、この土地は全部宅地に囲まれた所です。問題があったのが、農業用施設届出書が出されていないということです。これが無なかったら違反転用かなと思っておりました。転用については、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

○議長

10番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

10番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番竹松は、許可相当とします。

次に、8ページ。第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、日泊町の農地、地目 畑、面積495㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により山林化しているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

ここはもう30年ぐらい荒れていて、誰の土地かなと思っていました。前に三浦に住んでおられた方が戻って来られて、その人が亡くなってからここを買われた人が申請人となり、

それ以来ずっと畑が荒れていった状況でした。ここを5人で見てまいりました。非農地として認めるという判断です。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、9ページ。第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦 溝陸町の農地、地目 畑、面積487㎡、申込者及び設定する利用権は記載のとおりです。本件は、貸付申込者の農業者年金受給者の経営移譲農地の再設定を行うものです。

申出書によると、借入申込者は取得後、普通野菜を計画しています。

以上、1番の借入申込者は、経営状況から、農業経営基盤強化促進法 附則(令和四年五月二七日法律第五六号)の第5条第1項の要件を満たしています。

○議長

それでは、第6号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第6号議案は、承認することとします。

次に、10ページ。第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」

を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、13ページから15ページまでの、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、及び第8号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

また、今回の集積の多くは、福重地区の農業委員と推進委員による取り組みとなります。今後も、今富地区と野田地区の地域計画の策定と平行して集積が進められていきます。

なお、12件の集積と11件の促進計画のため、時間の都合上一部のみのご説明とします。

資料1の1番は、第7号議案の1番鈴田、13ページの第8号議案の1番鈴田に記載の借入申込者に農地中間事業により集積を行う計画です。

利用権を設定する農地は、陰平町の農地、面積1,245㎡。

促進計画の借入申込者は、本年度の認定新規就農者の規模拡大で水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、資料1の2番から2ページの30番までは、今富地区と野田地区の集積によるもので、利用権を設定する農地及び設定する権利は記載のとおりです。資料の1の2ページ合計欄をお願いします。全30筆で登記面積37,439㎡、農地中間管理事業の取扱い合計面積は合致しています。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第7号議案及び8号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案は承認することとし、第8号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、追加議案の第9号議案「農業委員会委員の辞任同意願いについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局長

農業委員会委員の辞任届が、9月17日付けで萱瀬地区の農業委員から提出されました。同日、事務局において、本人と面談して意志を確認しましたが、辞意が固く一身上の都合により職を退きたいとして辞任届が提出されたため受理をしています。

先月の総会時に、8月末での辞意の表明がありましたが、過日事務局において本人と面談する中、「利用状況調査期間中であり、自分が担当する調査と入力作業を終えてから届を提出したい。」との申し出があり、前述の日付での提出となりました。

委員の辞任は、農業委員会法第13条で「正当な事由があるときは、市長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」とされております。辞任の理由が正当であるかどうかは、社会通念に従い判断し、農業委員会の同意は総会の議決によって行うことになっております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの件について、皆さんから質問等、ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、当該委員の辞任について、皆さんから異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

それでは、異議なしということで、本日付で、当該辞任に同意することとします。この後の市長からの農業委員の辞任に対する同意の手続きについては、事務局で手続きを進めるようお願いします。

次に、16ページ。報告第3号「令和6年7月農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番大村 本件は本年7月の第4回総会で審議されたものです。本議案は同日、許可相当としてご承認いただいたものですが、質疑の中において集合住宅南側の道路が雨水等で隣地

への流出があるため、被害防除のため水路を追加すべきとのご意見が大村地区の委員ほか複数の委員から指摘があり、申請者に対して水路を追加した函面を再提出させ、大村地区の委員の確認と同意を得た上で進達することを条件に許可相当として良いものかお諮りいただいたものです。

事務局から第4回総会終了後、申請者に指示を行い、翌週の30日火曜日に函面を大村地区の委員に配布しました。同日、大村地区の委員方に同意をいただき県への進達を行い、翌月の8月15日付けの転用許可を受けたものです。

事務局としまして、総会において条件が付された案件であり、翌月の8月の総会で進達した旨のご報告すべきものでしたが、失念しており本日のご報告となりました事をお詫び申し上げます。

○議長

報告第3号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

次に、17ページ報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

本件は、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

- ・相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。

よって、記載の確認事項を事務局及び担当地区の委員により農業経営状況について確認した結果、1番萱瀬・竹松の相続人は適格であり、農業委員会会長専決にて、記載の日付で証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第4号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第4号を終わります。

それでは以上をもちまして、議案審議を終了します。